



News Letter

Vol.13

2020.8.1 発行

— 喜びと笑顔に出会うために —

新しい時代の変革が起きる時

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナによって、ぼんやりとしていた光景がはっきりと見えました。医療崩壊の現実。マスクや医療器具等の海外依存。将来負担回避のための健康保険診療や診療報酬改訂などの施策によるキャパシティの限界。

また、日本の危機管理法制において、感染症対策は不可抗力事象であり、自己責任によってカバーされるべきであるとの根本思想。感染防止は、自粛という名の協力要請でのみ行われること。そのため、自粛要請に応じて急激な経済環境悪化に見舞われても、補償はあくまで閣議決定による「救済」という名の給付金のみであること。しかも、その手続きが遅れたのは、行政事務のオンライン化が進んでいないことが大きな原因だったこと。国民の生活に関連する情報を行政機関が正確に取得できていないために、救済対象の適切な選択もできなかったこと。そのため公平性に基づく一律給付金支給とせざるをえなかったこと。

新型インフルエンザ特別措置法は一定の役割を果たしたといえるものの、市町村の役割が不明確、都道府県や市町村間の調整の仕組みがないなど、2009年の新型インフルエンザの際と同じ問題が未解決だったこともわかりました。

そして、今見える次の時代。新しい生活様式という名のもとで、国民の生命・健康保全と移動の自由・経済活動の自由との間でどう折り合いをつけていくのか。リモートワークやWebによる会議などの環境で働き方や人間関係をどう展開していくのか。企業の危機管理として、法務や総務の運営管理をどのように構築していくのか。

新しい時代への展望を抱くにあたり、東京中心の企業への丸投げ委託方式などに任せておくことはできません。この機会に、一緒に考えさせていただきたいと思います。

2020年（令和2年）8月

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛司

預金口座への強制的な紐付け — マイナンバー法の改正 —

弁護士 井口 寛 司



1 マイナンバー法の意義と対象情報の情報連携

マイナンバー法は、正確には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2015年10月施行・以下「番号法」という。)といます。つまり、この法律は、国民ひとりひとりに付された12桁のマイナンバー(個人番号)で個人の特定制を行い、国の省庁相互間、地方公共団体と国との間の行政手続で個人情報やりとりする際に、行政機関が保有している情報(税務申告情報など)と個人を「紐付け」をするための法律なのです。特に日本人の場合、漢字表記の関係で同姓同名も多く、「つくり」や「へん」には新字体、旧字体があるなど個人の特定制が極めて難しいことから、個人番号は行政事務のオンライン化による情報の連携にとって不可欠なものなのです。

たとえば、税務署に所得申告を行った際の所得に関する情報は、その後市町村に提供され住民税の課税に利用されていますが、マイナンバーを介することによって誰の情報であるかが間違いなく特定できることでオンライン化され、紙ベースでなされている照会や回答などの膨大な量の手続がなくなって行政事務作業の時間と労力を大幅に省力化することができるのです。

しかし、日本では、まずは当面、社会保障、税、災害対策の分野に限定された情報連携となっています。しかも現時点では、マイナンバーにより紐付けされる対象情報は、児童手当や介護保険、地方税の減免、健康保険、労働関係、奨学金関係などの手続に限られていて、年金関係手続についてもようやく試行運用が開始され始めた段階です(2020.06.20現在の内閣府HP「マイナンバー」情報連携の対象手続について)。しかも地方公共団体ごとの情報検索システムがまちまちになっているなどの理由により、いまだに多くの手続が紙ベースでなされているのが実態なのです。

2 預金口座への強制的な紐付けの必要性

「全ての銀行口座」と個人番号の「強制的な紐付け」とは、個人が有するすべての銀行口座と当

該個人が同意なくして紐付けされることをいいます。つまり、銀行に預金口座を開設するときに常にマイナンバーを届けなければ、銀行口座の開設ができないということです。すべての銀行口座が紐付けされれば、税務調査逃れの口座をもつことは難しいということにはなりますが、マイナンバーと全銀行口座が強制的に紐付けされたからといって、直ちに、国にすべての口座取引情報が把握されてしまうということはありません。番号法に基づいて、情報連携の目的とやり取りする情報の特定がなされますので、むやみに国が国民口座取引すべてを把握できることにはなっていないのです。

現在、既に私たちの知らないところで行われている紙ベースでの照会回答が、オンラインベースでなされるだけですから、全口座の紐付けは、税の公平な負担、税務調査の省力化、脱税の防止、国民からは税務申告手続きの簡易化につながり、社会保障においても生活保護等の公平な支給と不正受給の防止等の公平な社会の実現に威力を発揮することは間違いありません。また将来必ず議論されなければならないであろう「税と社会保障の一体化」の観点では、ベーシックインカムや給付税額控除制度を構築するために必須の事項ともいえます。人口減社会において公務員をより重要な行政事務に集中させることにもつながり、国民にとっても非常に有益なインフラとなると考えられます。

本年6月9日、高市総務大臣は、景気対策や福祉目的など政府が行う多様な給付金を支給するために「一人一口座」について「強制的に」紐付けする法改正を提案したいと発表しました。内実は不明ではありますが、今のところ全口座の紐付けは後回しになりました。

3 個人情報保護とマイナンバー

個人情報保護の観点から次のような制度がとられています。

(1) 個人情報の分散管理

マイナンバーは、行政機関において分散管理をしており、連携した情報を名寄せして統合管理する方法はとられていません。また行政機関相互間では、マイナンバーそのものではなく「機関別符合」を用いて個人情報がやり取りされるようシステム設計されています。そのためマイナンバー自体が漏えいしたとしても、その番号に紐付けされている個人の情報がすべて洩れていくリスクは極めて低くなっているのです。

(2) マイナポータル制度

現在、紙ベースで行われている行政機関相互の情報交換は、私たちには全く開示されていませんが、マイナンバー制度では、「マイナポータル」によって、国民は、自ら、行政機関が保有する自分の個人情報を確認し、どの情報がどの行政機関相互でやりとりされているのかを知ることができる制度になっています。

4 国民の懸念

しかし、国民のほとんどの懸念は、先ほどの国によるすべての情報の集約という誤解とともに、マイナンバーと銀行口座の強制的な紐付けには懸念をもっています。その懸念は、次の3点に集約されると思います。

(1) システムへの懸念

防衛省や民間企業の機密情報へのサイバー攻撃が相次いで発覚しており、果たしてマイナンバーによる情報連携システムは、サーバー攻撃に対する防御措置が十分にできているのだろうかという懸念があります。既にコロナ対策においても、特別定額給付金のシステムにバグが発生し、また接触確認アプリでも不具合が見つかりました。

(2) 政治と行政に対する信頼低下

政府の公文書の改ざん問題があり、コロナ後にも特定の民間企業への多額の下請け問題、検察官の定年延長や高検検事長と新聞記者の賭けマージャンなどに矛先が向き、また専門家会議の議事録の公開非公開が問題になるなど、行政や政治における「不透明さ」「不公平さ」が拭えていません。どうしても国民は、国がむやみに国民の個人

情報を取得して利用するのではないだろうかと疑ってしまうのです。



記者会見で高市総務大臣は、マイナンバーと全銀行預金口座の紐付けがいかに重要かということではなく、自分自身の親の相続の際にすべての口座がマイナンバーと紐付いていれば相続手続きが便利だったはずだと、国民側の利便性のみを強調する発言をしました。

(3) マイナポータル制度の不十分さ

個人情報保護の観点から極めて重要なツールである「マイナポータル制度」ですが、自分の情報をコントロールするための「マイナポータル」を利用するためには、マイナンバーカードの発行に加えて、マイナポータル専用の機器（カードリーダー）を購入するか、自治体の窓口に行く必要があるなど、個人情報へのアクセスに関する整備が後回しになっていることが挙げられます。

5 デジタル国家づくり、スマートシティ構想への基盤

新型コロナによって、国家としてのIT戦略にもかわらず、行政手続のオンライン化は進んでおらず、中央省庁で全体の7.5%（日本経済新聞2020年6月18日朝刊）、地方自治体では全体の52.4%にとどまると報じられました（総務省・令和元年度情報通信白書）。今こそ、デジタル国家づくり、スマートシティ構想、行政事務手続きの効率化の最重要基盤としての番号法による情報連携について真正面から議論していくことが重要です。



マイナンバーカードを運転免許証や健康保険証と一体化するなど積極的に推進されていますが、カードによるICチップの利用が進むことで、情報連携も進んでいくことになります。

■ブログにはさらに詳細な記事を掲載しています。

URL <https://www.kobecity-lawoffice.com/>



コロナ禍とジェンダーギャップ

弁護士 石橋 伸子

1 女性登用の課題は言われて久しいが中々成果が上がらない。およそ34年前、男女雇用機会均等法の施行により、社会は女性を登用し活用する道を開いたはずだった。その後も1991年(H3)に育児休業法、2003年(H15)に次世代育成支援対策推進法が制定され、かつ同2003年に政府は「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」との目標を設定し、大企業や国、自治体に女性の登用目標などの策定を義務付けた女性活躍推進法を2015年(H27)に新設して環境整備を進めてきた。

しかし、2019年12月17日に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数(経済、政治、教育、健康の4分野で女性の地位を分析し、総合順位を決める)において、日本は調査対象153か国のうち、121位で、過去最低を更新し、ついに2020年7月、政府は2020年までに達成するとした女性登用30%目標を断念し、目標達成時期は「できるだけ早期に」とのみ表記されることとなった。

GGI(2020)
上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

(出展:世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数 2020」)

2 職場でなぜ女性登用が進まないのかという原因については、様々な機関による調査があるが、①女性は長時間労働を前提とした働き方を望まない、②私生活(育児・介護含む)の時間を重視したいと考える、③ロールモデルがない、④出世・昇進に対して関心がないに集約されるようだ。

3 ところがこれらの課題はコロナ禍で急激に変わった働き方を前提とすると、解決できる可能性が高まっている。上述の①②については、通勤に時間を取られることなく、テレワークで私生活の時間を重視しながら働けることが分かってしまったからだ。就業時間後の付き合い、すなわち断りにくい飲み会もなく、アフターファイブを家族との時間、とすることができる。(リモート飲み

会の問題はまた別の機会に。)また、テレワークを活用すれば単身赴任は不要なのではないかとの議論も始まっており、富士通は今年7月6日にテレワークの推進により単身赴任を順次解除すると発表しており、家庭の犠牲の上に成り立っていたとされる日本企業の人材配置にも見直しの動きがある。

4 とすれば、あとは③ロールモデル作りと④昇進への意欲である。女性は男性の3倍働いて初めて認められると言われてきた。家庭は全面的に妻に任せて長時間労働に勤しむ男性の3倍(!)働いて一人前と言われる社会で(つまりは一人前扱いされることはほぼないということ)、女性が仕事を続け、昇進を望もうと思えば、非人間的な働き方をせざるを得ない。これは働く女性の1人である私の心の底からの実感でもある。すべては個人の努力の問題と片付けられてしまい、仕事と家庭を持つことに躊躇を覚えざるを得ないか、あるいは子どもを持つこと自体に、あるいは2人目をあきらめることになって、「両方」「全部」は望めず、サバイバーは極めて少数とならざるを得ない。

これを解決する方法はある。クォーター制の導入である。

能力の無い人を登用することなどできない、と批判され、クォーター制は我が国では見送られてきた。しかし、34年経っても、ジェンダーギャップ指数で不名誉な位置に甘んじている現状は、「少しずつの変化」ではもはや、必要な社会の変化は達成できないことを私たちの社会が立証してしまったのである。

抜本的な人事政策が必要である。

立場が人をつくる、と言われる。最初に選ばれた人たちがいきなり能力を発揮するのは難しいとしても、続けて行けば必ず、立場、責任に応じた働きをする女性たちが輩出されてくるはずだ。

5 コロナ禍対応でその言動に共感が寄せられた世界の政治リーダーは女性だった。ドイツのメルケル首相のテレビ演説は感動を呼び(※)、ニュージーランドのアーダーン首相のコロナ禍対応も世界的に評判がいい。

ニュージーランドは人口約500万人で兵庫県くらいの規模だが女性首相は3人目だ。アーダーン首相が「私が政治家の道を歩んでいくときにジェンダー問題にぶち当たらなかったのは貴女がいたからだ。」と首相経験者の女性を称え感謝するシーンがある。女性登用の結果が出るには一定の時間がかかるからできるだけ早く開始することが重要だ。

6 あらゆることが大きく変わっていく時期に入った。変わろうという意思を持って変わらなければ、恐竜が環境の変化に適応できずに絶滅したように、大樹が内から腐れて突然倒れるように、問題の先送りをするだけになってしまう。

女性登用を進める最後のチャンスがやってきた。

(※) 参考URL

<https://japan.diplo.de/ja-ja/themen/politik/-/2331262>



スーパーシティ法が目指すもの

弁護士 高島 浩

1 兵庫県でも緊急事態宣言が解除され、事業活動が再び動き出そうとしていた2020年5月27日、国会で一つの法律が成立しました。いわゆるスーパーシティ法(国家戦略特区法の改正法)です。

この法律は、住民や企業から集めた様々な情報を都市OS(※)に集約させ、AIやICTなどの技術を用いて連結させて、様々な住民サービスを向上させることを目指すものです。

折しも今回のコロナウイルス禍の際、オンラインによる給付金申請の受付が頓挫し、我が国のデジタル行政の遅れを露呈しました。また、スーパーシティ法の下でサービスを提供する事業者間で個人情報共有されることの問題点も指摘されています。前評判の悪い政府主導によるIT化がどの程度のスピード感で進んでいくのかは注目していく必要があります。

一方、民間では個人情報の共有化と利便性の競争が進行しています。みずほフィナンシャルグループはスマホを利用した金融事業でソフトバンクと包括提携すると発表しました。過去の購買履歴をもとに信用を評価し、融資の実行もPayPayを通じて迅速に行うことを目指しているようです(中国は一步も二歩も先を進んでいます)。このような技術の進歩と情報の共有が進むことによって我々の生活がより便利になることは間違いありません。

私たちは、今回のコロナ禍において人の移動が遮断され、様々な事業活動が自粛を余儀なくされていくのを目の当たりにしました。もちろん個人情報の保護は重要であり、自分の知らないところで意図しない情報が共有されることは問題ですが、人の生活を豊かにし、人が移動しなくても経済活動を持続させることができるような技術革新と規制緩和は進めていかなくてはならないと考えます。

2 今回のコロナ禍は、私たちが、様々な情報ツールを仕事に生かすことができることに気づききっかけとなりました。

私たちの事務所でも、つい数か月前まではWebを通じた会議はなかなか実現しませんでした。今では各種交流会だけでなく、顧問先からのご相談をはじめM&Aの関係者間協議などもZoomを使い、事務所だけでなく自宅からも行っています。

今後、5Gにより送受信の情報量が飛躍的に増加し、AIが進化した近未来では、皆様にご利用いただく法律

事務所の姿もすっかり変わっているでしょう。

ご相談のアポイントもネットで完結し、お客様と弁護士との打ち合わせもWebで行い、会議が終わると自動翻訳の議事録が出来上がっている。法律事務所から会議室と弁護士が消える日も近いかもしれません。

3 このようなスーパーシティ化は、私たちが住む街をどのように変えていくのでしょうか。

行政の立場からは、AIやICTをもって地域を活性化し、企業を誘致することによって東京一極集中を是正したいとの期待もあるでしょう。

しかし、インターネットが普及して世界のどこからでも同じ情報にアクセスできると言われながらも、東京一極集中は進行してきました。ドイツのある会社は、コロナ禍を契機に工場のAI化を進めると発表しましたが、ウイルスが蔓延しても工場を止めないように自動化を進めることを目的としているようです。このように考えると、AIやICTの浸透した街は、むしろ労働人口を食い止める力を持たないのかもしれない。

もし、人口の獲得競争に勝つことを目標に掲げるならば、企業誘致だけでなく、AIやICT化を教育分野や行政サービスの民営化などの生活サービス向上に振り分けて、「住む」街の魅力を高めていく必要があるように感じます。

また、少子高齢化が進展する以上、大半の自治体では人口減少と過疎化の進展は避けられない現実があります。これまで、近くにスーパーや病院がない地域に住む方を「買い物難民」、「通院難民」と表現することもありましたが、このような難民を解消し、今後増加するであろうこれらの地域でも行政サービスや生活の質を落とすことのないようにAIやICTが活用されるべきです。

遠隔診療で自宅に居ながら診察を受けられ、電子の処方箋で薬局から薬が送られてくるようになれば、高齢者にも優しい社会になるでしょう。ごみの集積所にセンサーを設けておいてごみ収集の頻度を減らすことができれば、行政コストを下げることもできるかもしれません。

「スーパーシティ」や「スマートシティ」という言葉からは近未来的な都市をイメージしがちですが、都会から離れた地方こそ、スーパーシティが適しているように思います。

(※) 都市OS・・・都市で創出されるデータを一元的に統合管理するプラットフォーム





コロナ禍で問い直す、これからの危機管理

弁護士 村上 英樹

1 静かで、しかし深い「コロナ禍」

「パンデミック」といえば、ある日を境に、国中のあちこちで、なぜか分からないけれども人が次々と倒れ救急車で運ばれる事態が相次ぎ、「何だ、何だ」と大騒ぎになっているところに、テレビで「新種の感染症だ」と発表され人々に恐怖が広がる、という絵を思い描いていました。しかし、今回のコロナ禍は全く違いました。

外国発の新型ウイルスの存在が報じられたけれども、周りではコロナウイルスの発病者も感染者も出ていない。そんな中で、ある日突然の政府の要請により学校が休校になり、やがて緊急事態宣言が発せられ、仕事も停止し、経済も止まり、外出ができない世の中になりました。見た目には「静かな」災厄でした。

ただ、見た目の「静かさ」とは裏腹に、医療現場では入院患者の数が対応可能な病床数の上限に迫り医療崩壊寸前という実に深刻な事態に陥っていました。

そして、「静かに」長期にわたる外出自粛・営業自粛となった結果、多くの人々の「生業」が危機に瀕し、かつてない規模の経済的苦境が訪れました。

2 新型インフルエンザ特措法と公的救済

今回のコロナ禍に適用された法律は新型インフルエンザ等対策特別措置法です。

この法律では、医療のためにどうしても必要な場合には、建物や土地を強制的に利用できることと定めています。パンデミック対策として最重要な点は「医療崩壊」を防ぐことですから、その「肝」を法律は押さえているといえます。

しかし、外国のニュースで報じられた「ロックダウン（都市封鎖）」などは定められておらず、外出自粛や店舗の営業自粛については、「自粛」という言葉通り、国や自治体が「要請」できるとされているのみです。この法律の特徴は、「要請」、すなわち外出「自粛」・営業「自粛」によって危機管理対策を行う法律であることです。

国から強制されたのではなく「自粛」したということであれば、そのことによる経済的な損害があっても救済される保証はない、ということになります。「補償なき自粛」との批判もありました。

実際には、国としても、全国規模、多業種にわたる経済生活の苦境に対して、「自粛」しただけだから救済しない、というわけにいかず、補正予算等で各

種給付金等による救済が打ち出されました。

ただし、給付金等は「法律による救助」が確約されていない状況の中での予算措置による救済であり、これからコロナの第2波、第3波、あるいは別の新型感染症の流行が起こった場合に同様の救済がなされるかどうかは、その時々々の政府の考え次第となります。

3 災害法の歴史とコロナ禍、今後のパンデミック対応

さて、パンデミックへの対応と共通する危機管理として、これまでの災害法の歴史が積み上げてきたことは極めて重要です。

もとは、自然災害からの復興も「自助」が原則とされ、たとえ震災により家を失った者がいたとしても、その住宅再建について公金支出することはできないという考え方が国の伝統的な考え方でした。国家財政を維持しようと思えば、不確定要素の大きい災害に出すお金を制限する必要があったということだと思います。

しかし、阪神・淡路大震災以降は被災者生活再建支援金などの公的給付の制度が生まれるなど、被害回復支援の現代的な水準が徐々に形作られてきています。

今回のコロナ禍でも、新型インフル特措法は「自粛」の法律であり、「自粛」である以上はそこからの復興も「自助」という理屈になりますが、文字通りにそうしたのでは国民の生活が崩壊し経済社会が機能しなくなることが今回明らかになりました。

今後もまたパンデミックが起こる可能性を考えるならば、法律による備えをより本格的なものにすべきであると考えます。国民の生命身体を保護する観点からどうしても必要な場合には、「自粛」頼みではなく、強制力をもって外出の禁止、大規模施設の使用禁止等の措置ができるように法律で定めることも視野に入れつつ、強制力のある措置がなされた場合と要請にすぎない場合を含め、それによる経済的損害に関しては合理的な基準をもうけて一定の補償を行うということをセットで定める仕組み作りが必要だと思います。

4 これからの危機管理

～ 危機に向き合い、未来を明るくすること ～

現代において想定しなければならない危機は多岐にわたります。

地震・台風などの自然災害、サイバー攻撃による被害、そしてパンデミック。都市化による人口集中、社会機能の集中はこのようリスクを高める要素に

なります。また、感染症についても医学の高度発展にもかかわらず盲点があることもわかりました。

「未知の危機」への対応は難しい。これは今回コロナ禍で皆が感じるところとなりました。

起こりうるあらゆる危機について、できるかぎりの想定、シミュレーションと対策（予防）、そして、どうしても避けられない被害に対して正面から向き合った補償の仕組みづくりをすることが、これからの社会を維持するうえでどうしても避けられないこととなります。

目先の経済成長を考えると、危機管理、危機対応に対するコストの増大は頭の痛い問題です。しかし、これに正面から向き合わなければ、自然災害はもちろん、今回のコロナ禍のようにいわば不測の危機によるダメージが社会経済の発展を大きく阻害することになりかねません。

危機管理、危機対応のため必要なコストを織り込んだ財政運営が必須だと思います。

今回のコロナ対策では、補正予算は第1次・第2次あわせて約60兆円、政府系金融機関による融資拡大等を含めた事業規模は234兆円に上ります。1年間の国家予算、一般会計は約100兆円ですから、その2.3倍を一気にコロナ対策に使ったこととなります。

世界的に見ても、今回の措置は急場への対応として必要なことですが、巨大な規模の緊急財政出動を

今後も繰り返すことはできないでしょう。

原発事故もそうですが、感染症への危機管理、危機対応については、リスクそのものの客観的な評価だけでなく、目に見えないもの、また科学的・医学的にも未知なものに対する人々の恐怖や不安といった主観面への対応も含めてコストを見積もる必要があります。これらを総合して、あらかじめ財政上の備えを可能な限り具体的なものにしておき、必要なコストを「織り込んで」おく必要があると思います。

また、危機管理については、「平時」において、市民に「危機管理への意識を」と呼びかけると、一種の「息苦しさ」を感じる人もでてくるでしょう。

それでも危機管理における市民理解の重要性を考えれば、危機を「考えないことにする」ことで恐怖を潜在化させるより、未来への視野が広がり、明るく前向きな気持ちになれるよう、危機にきちんと向き合おうとするメッセージを伝えることが肝要です。次代を担う若者の感覚も取り入れて、動画、イベント、SNSやアプリなども駆使して「伝える力」を高める必要があります。

未曾有の経済的被害のあった今回のコロナ禍は、危機管理全般の在り方を問い直す機会です。知恵を結集して、私たちの社会で想定される危機への備えを「正面から向き合う」ことで強化し、皆が潜在的な恐怖にとらわれず自分らしく生きられる世界に向かっていくときだと思います。

法廷におけるマスク着用問題を考える 弁護士 中馬 康 貴

緊急事態宣言解除後、裁判所においても全員がマスクを着用して裁判期日が実施されていますが、東京地裁で行われた裁判員裁判において、弁護人がマスクを着用せずに出廷し、裁判長が着用を求めたところ、マスク着用を拒否したため、裁判が一度休廷となり、急遽アクリル板を設置する措置が取られたという事案がありました。この弁護人の対応へは批判的な意見が多いようですが、果たして本当に間違いなのでしょうか。

着目すべきは、本件が裁判員裁判であったという点です。裁判員裁判では、通常の裁判以上に「プレゼンテーション力」が必要であり、分かりやすくかつ説得的な説明をすることが要求されています。そして、分かりやすくかつ説得的な説明をするため、平易な日常語を使用するよう心掛ける、聞き取りやすい声量とスピードで話す、表情を豊かにして話す等、「話し方」にも注意しなければなりません。

一般的なプレゼンテーション術においても、話し方に

おける「表情」は重要であるとされています。マスク着用によって、直ちに判決に影響が生じるかどうかは別としても、発言の説得力に影響が生じ、ひいては証拠の評価に影響を与えてしまう「おそれ」が生じてしまいます。「おそれ」がある以上、最善弁護義務を負う弁護人がマスク着用のままでの主張はできないと判断したことは何ら間違いではないのです。

確かに、本件では発話者の表情を見ることができるフェイスシールドの着用によって、上記の批判を免れることが可能だったかもしれません。しかし、単にマスク着用を拒否したという表面的な事実だけを捉えて批判するのではなく、「被告の人生を決める重大な裁判であり、着用して全力で弁護するのは難しい。」としてマスク着用を拒否した弁護人としての姿勢それ自体は、刑事弁護人としての職務として、正しいものであったと思います。



電子契約導入のポイント

弁護士 平田尚久



1 注目を集める電子契約

新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みの中で、政府は、日本の「はんこ文化」がテレワークの推進を妨げているとして問題視し、「脱はんこ」を推進しようとしています。「脱はんこ」の取り組みの一環として電子契約に注目が集まっていますが、電子契約サービスを利用する際、どのような点に注意すればよいか法的な問題点を検討してみました。

2 契約書への押印の法的な意義

契約に関して紛争が生じたとき、裁判では押印された契約書が非常に重要な証拠となります。

日本人は、印鑑を大切にす文化があり、安易に自分の印鑑を他人に預けたりしないと考えられていますので、裁判においては、証拠として提出された契約書に押印がなされていると、その印鑑の所持者がその押印をしたものと推定されます。

また、民事訴訟法228条3項は、本人の署名又は押印があるとき、その文書は真正に成立したものと推定すると規定しています。「真正に成立」とは、確かにその人の意思に基づいてその文書が作成されたということです。

これら2つの推定を合わせることで、ある人が所持する印鑑によって契約書に押印されている場合、その印鑑の所持者の意思によって契約書が作成されたことが推定されます。相手方が「そんな契約を結んだ覚えはない」と主張したとしても、実印が押印された契約書が証拠として提出されれば、よほどの事情がない限り、そのような主張はとおりません。

3 電子署名による成立の推定

このような押印による成立の推定は、電子署名を利用した場合にも認められます。

電子署名を利用する場合、一般的には、まず「認証局」と呼ばれるサービス事業者から電子証明書の発行を受けます。例えば、私「平田尚久」が電子証明書の発行を受けるためには、認証局に対して本人確認書類を提出するなど、厳格な方法によって私本人からの申し込みであることを証明する必要があります。そのため、PDFなどの電子ファイルに信頼できる認証局によって証明された「平田尚久」の電子署名が行われていれば、確かに私はその電子署名を行ったものと推定することができます。

また、電子署名法3条は、電磁的記録に本人による電子署名が行われているときは、その電磁的記録に記録された情報は真正に成立したものと推定すると規定しています。

これらの推定により、PDF化された契約書に「平田尚久」の電子署名があれば、その契約書は私の意思に基づいて作成されたことが推定され、契約の成立を争うこ

とは困難となります。

なお、会社などの法人において電子署名を利用する場合、「株式会社〇〇」としてではなく、「株式会社〇〇代表取締役□□」や、「株式会社〇〇営業部長△△」として電子証明書の発行を受けます。例えば「株式会社〇〇営業部長△△」の電子証明書の発行を受けるには、利用申込にあたって、「△△」が「営業部長」であることを記載した在籍証明書に会社の代表者印を押印し、印鑑証明書とともに認証局に提出します。これによって、認証局は、確かに、当該会社において「△△」が「営業部長」の役職を与えられていることを確認します。こうして発行された電子証明書には、氏名に加えて、会社の名称や所属部署、役職肩書などの属性情報が記録されており、信頼できる認証局の発行した電子証明書であれば、それらの属性情報も信頼して取引を行うことが可能となります。

4 電子契約サービス利用の注意点

(1) サービス事業者が立会人として電子署名を行うタイプ

ところが、現在、国内向けに提供されている電子契約サービスの多くは、上記のような電子署名による推定の仕組みを採用しておらず、サービス事業者が立会人として電子署名を行うことで、契約の成立を確認し、改ざんを防止するという方法を採用しています。

このタイプのサービスでは、契約書(PDFファイル)がクラウド上にアップロードされると、サービス事業者から契約当事者のメールアドレス宛に記名のためのURLが送られます。契約当事者はそのURLからクラウド上の機能を利用して、契約書に記名を行います。両当事者の記名が揃うと、サービス事業者は「この契約書には、このメールアドレスの利用者が記名を行った。」という情報とともに、その契約書に電子署名を行います。立会人の署名によって、誰と誰の間でどのような契約が成立したかの証明を可能にしています。

しかし、この方法では、サービス事業者はメールアドレスでしか契約当事者を確認していません。そのため、他人になりすまして契約することが比較的容易にできてしまうことになります。また、電子署名法による推定は働きませんので、相手方が「こんな契約を結んだ覚えはない」と主張してきたとき、相手方が記名したことを積極的に立証していかなければなりません。

※ 2020年7月17日、総務省・法務省・経済産業省は、連名で、このタイプのサービスについて電子署名法との関係を整理したQ&Aを公表しました。このQ&Aの問題点について検討した記事を当事務所のブログに掲載しています。こちらをご覧ください。

(2) 契約当事者が電子署名を行うタイプ

他方で、電子署名による推定の仕組みを採用した電子契約サービスもあります。このタイプのサービスでは、電子証明書の発行に際して厳格な本人確認がなされているため、なりすましは困難といえるでしょう。また電子署名法3条による推定が働き、立証の負担は軽くなります。

ただ、どの程度厳格に本人確認を行っているかはサービスによって異なっていますので、利用申し込みにあたっては、そのサービスがどのような本人確認の方法を採用しているか、ホームページなどで確認しておく必要があります。運転免許証など本人特定書類のPDFデータをアップロードすることを求めるサービスもありますが、それだけでは、データが偽造される恐れもあると思いますので、本人限定の受取郵便を活用するなど、オフラインでの確認手段を併用していることが望ましいでしょう。

また、電子署名法3条の推定が働くためには、「本人しかその署名をすることができない」ことが法律上の要件とされていますので、署名の際にもID/パスワードによる本人確認など、なりすまし防止の手段が講じられているかどうか確認しておく必要があります。

なお、契約当事者が電子署名を行うタイプのサービスでは、現在のところ、相手方も同じサービスを利用していなければ双方電子署名による契約ができません。そのため、サービスを導入するには相手方の協力が不可欠という点にも注意が必要です。

(3) サービスの選択

メールアドレスによる契約当事者の確認でも問題のない契約、すなわち、契約の成立が争われる可能性が低く、争われたとしても大きな損害とはならない契約であれば、(1)の電子署名を使用しないサービスの方が、自社単独で

手軽に導入できるメリットがあります。

他方で、(2)の電子署名を利用するタイプは、一社だけで導入することは難しいですが、例えばある業界全体で共通のサービスを利用するなど多くの企業が集まれば、導入は可能です。また、信頼性が高いため、高額の契約にも安心して利用でき、印紙代削減の効果が期待できます。

(4) 契約の相手方から電子契約を求められた場合

自社で導入するよりも先に、相手方から電子契約での契約締結を求められる企業も多いと思います。そのようなときも、やはり、まずは相手方が使用するサービスが、上記のいずれのタイプであるのかを確認することが重要だと思います。

(1)のタイプであれば、費用はかかりませんので応じるのは簡単ですが、後に契約の成立が問題になる恐れがあると考えるのであれば、やはり紙の契約書に実印の押印をお願いした方がよいでしょう。

(2)のタイプはサービスの利用に費用が発生しますが、他の取引先も同じサービスを利用しているなど広い範囲の取引に活用できるのであれば、コスト削減効果も期待できます。費用とそうしたメリットを比較して、対応を判断いただければよいのではないかと思います。

5 「脱はんこ」に向けて

電子契約の本格的な普及のためには、サービスの標準化や互換性の向上など、いまだ整備されるべき点は多いように思います。しかし、こうした環境整備が進み、電子契約を利用する企業が増えてくれば、近い将来どこかのタイミングで一気に契約の電子化が進み、全ての企業が電子契約に対応せざるを得なくなると思います。

その時に備えて、まずは手軽に始められるところから「脱はんこ」を試してみたいはいかがでしょうか。



民事裁判のIT化、「一番大切な視点」 弁護士 野村 洋平

新型コロナウイルスの影響により、世界全体に劇的な変化が起きており、訴訟の現場も、例外ではありません。感染拡大以前から議論されていた民事裁判のIT化の普及・加速にも影響を与えました。

民事裁判のIT化は、フェーズ1から3までの三段階に分かれており、フェーズ1はすでに実施され始めており、フェーズ2は2022年頃から、フェーズ3は2023年頃から順次実施される予定になっています。

民事裁判のIT化により、裁判所への出頭回数の減少、膨大な紙資料の管理事務の軽減等の業務の効率化や、争点整理による審理の迅速化・充実化など、多くのメリットがあります。

しかし、システム管理に関するセキュリティ問題は当然のこと、裁判官や相手方と対面で主張・議論することの意義を失ってしまうという弊害もあります。同じ空間で対面することで、裁判官や相手方の機微を感じ取ることができたり、こちらの熱意を裁判官に直接伝えることができるなど、裁判の結果に影響を与えかねない重要な機会を逸することになってしまうのです。

これからは、民事裁判のIT化は必ずしもメリットばかりではないことを十分に認識した上で、裁判官や相手方と顔を突き合わせ議論しなければならない時には、ITに頼らずに迷わず出頭するなど、『依頼者にとって何がベストか』を常に考えながら、臨機応変に対応しなければならないと考えています。

フェーズ1 (法改正無)・・・裁判所と各法律事務所をテレビ画面でつないで行うWEB会議 (民訴法175条) など

フェーズ2 (法改正有)・・・双方当事者の出頭を要しない弁論準備期日の実施 (民訴法170条3項但書改正) など

フェーズ3 (法改正有)・・・オンラインによる訴訟提起や主張書面・証拠の電子データによる提出 (民訴規則137条改正) など

コロナ禍による在宅勤務の反省と今後

弁護士 高橋 弘毅



1 コロナ禍による在宅勤務の導入と反省

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき都道府県知事が要請した不要不急の外出自粛の対象に通勤は含まれていませんでした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の期間中、多くの企業が、従業員を新型コロナウイルス感染から守るために一時的に在宅勤務を導入しました。企業には、従業員がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする義務があり（労働契約法第5条）、配慮をしなかったことが原因で従業員が新型コロナウイルスに感染した場合にはその責任を問われうるため、急速な感染拡大の様相を踏まえて導入したものです。

しかしこの間の在宅勤務は、多くの場合、あるべき姿のものではありませんでした。在宅勤務も「勤務」であり、企業が給与を100%支払う以上、在宅勤務者は質量ともに出勤時と変わらぬ仕事をする必要があります。ところが、この間の在宅勤務は、自宅待機に近いケース、あるいはそこまでではないとしても、仕事の効率が下がり、質量ともに落としたケースが多く見られたのです（日本生産性本部の5月の調査では、在宅勤務者の66%が仕事の効率が下がったと回答したとのことです。）

企業においては、予想される新型コロナウイルスの感染第2波の到来、そして、再び在宅勤務を導入せざるを得なくなるまでの間に解決すべき問題が残ったといえます。

2 テレワーク関連ツールの導入と秘密漏洩

この問題の解決のためには、原因が主として、必要な資料やデータが手元にないことや、社内のシステムにアクセスできないことにあつたため、現在進行形の業務に関する資料のペーパーレス化を進めて、リモートデスクトップ方式（社内のPC画面を自宅PCで操作し、社内システムにアクセスする方式）など各種テレワーク関連ツール（一般財団法人日本テレワーク協会の「中堅・中小企業におすすめのテレワーク製品一覧（第3.0版）」や「テレワーク関連ツール一覧（第5.0版）」を参照ください。）を導入することが考えられます。

しかしそれらの導入にあたっては、セキュリティの問題を忘れてはなりません。社外からインターネット回線を利用して社内の資料等やシステムにアクセスする場合、社内からそれらにアクセス

する場合に比べて、マルウェア感染等による情報漏洩の危険は高まります。その場合は、広範囲で漏洩する可能性があります。また、あつてはならないことですが、在宅勤務においては周りに上司や同僚の目がないため、制限なく社内の資料等やシステムへのアクセスを認めると、それを奇貨とした情報の不正利用や流出も想定されます。同居人が端末の画面を覗き見るなどして情報を取得し利用してしまう可能性も見逃せないものです。

顧客情報や営業機密が漏れた場合、顧客等に対して損害賠償義務を負うだけでなく、企業が長年の努力により築いてきた信頼を一瞬にして失う可能性があります。そのため、端末にデータを保存させない、あるいは保存できない端末を用意する、データを機密度に応じて分類し、アクセスできる範囲を限定する、複雑なパスワードや多要素認証を設定するなど、これらを踏まえた対策の検討は不可欠です。

3 在宅勤務の今後

今回はあるべき姿から離れることが多かった在宅勤務ですが、その原因の裏返しで、おそらく多くの方が、在宅勤務に適した業務の場合、環境面が整備されさえすれば、質量ともに出勤時と変わらぬ仕事が十分にできると感じられたのではないかと思います。少なくとも私はそのように感じました。

特別な場合を除けば、打合せや連絡も、社内外を問わず、Web会議システム、電話、E-mail等を利用すれば十分できます。仕事柄、Face to Faceをかなり大事にしていますが、Web会議で思った以上に代用することができるということも実感しました。

出社には、仕事に自ずとメリハリも生まれる、上司や同僚と同じ空間にすることで、連帯感が高まる（在宅勤務はやっぱり寂しいです）、報連相を含むコミュニケーションが取りやすい、またそこで生まれるものもある、など様々なメリットがあることを考えると、在宅勤務オンリーになることは考えがたいですが、コロナ禍を機に、しかしコロナ禍とは関係なく、今後、随分と導入が進んでいくことは間違いないと思います。

当事務所としてもこの流れに乗り遅れないようにしていきたいと考えます。良いアイデアがあればぜひ教えてください。

コロナ禍のなかで見えてきたもの

弁護士 二宮 淳 次



新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなかで、人が目に見えないものに対する恐怖や得体のしれないものに対する恐怖を感じたときに、一定数の人がその恐怖に関係する人に対して攻撃的な言動に出ることが浮き彫りになりました。これは、クルーズ船の乗客や医療従事者及びその家族に対する誹謗中傷という形で現れました。

誹謗中傷の理由について、まず、クルーズ船の乗客に関しては、近年、事あるごとに首をもたげる「自己責任」論で説明することもできそうです。自分で密閉された空間を選んで遊びに行った、そんなことは乗る前から分かっている、自分の意思で乗ったのだから他の人に迷惑をかけるなという考えの流れです。

しかし、乗客の皆さんがクルーズ船に乗る時点において、新型コロナウイルス感染症がこれほどまで拡大する危険なものとは考えられておらず、予見可能性のなかったことについてまで、「自己責任」の問題とするのは行き過ぎであることは間違いありません。

次に、医療従事者やその家族に対する誹謗中傷は、医療従事者になったことを問題とする自己責任論ではなく、発言者が自己の安全を守ることを重視し医療従事者を排除しようとしたことによる言動で

あると考えられます。

しかし、このような行動に出た人は大事な点を見落としています。それは、医療従事者の方々が自己の安全のことだけを考えて医療を放棄するのではなく、医療従事者としての社会的責任を果たすために感染の危険を顧みずに行動してくれているという点です。この医療従事者の方々の気概を考えると、医療従事者の方々に感謝こそすれ、誹謗中傷が全くお門違いのものであるということが分かります。

実際、世界的に広まっていった「クラブ・フォー・ケアラーズ」運動（医療従事者に感謝の拍手をする運動）は、医療が所与のものではなく医療従事者の社会的責任としての行動によるものであると気付いた人々の感謝と応援の気持ちの現れでした。

コロナ禍において、これまで当たり前提供されていたものが、当たり前ではなく社会的責任を果たそうとする誰かの犠牲や努力の上に成り立っていることを再認識することができました。

私も弁護士という社会的基盤を担うひとりとして、「with コロナ」、「after コロナ」で生じる問題に対峙し、相談に来られる方を元気づけることで社会に貢献していかなければならないと考えています。

コロナ禍で考える 子どもたちへの影響と親の願い 弁護士 辻野 智子



昨年12月に第二子を出産したため、育休期間中に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大という事態に直面することとなりました。そのような立場で日々感じることは、乳幼児の生活様式の見直しと健全な成長を両立させることの難しさです。

長男の通園する幼稚園では、屋内でのマスクの着用、食事の際のパーティションの設置などの感染拡大防止対策がとられています。子ども同士がお互いの表情が分からないままにコミュニケーションを取っていたり、パーティションに囲まれて黙々と給

食を食べていたりする姿を想像すると、これから人との関わりを学んでいく時期にある子供たちへの影響を不安視せざるを得ません。

大人の社会では、コロナ禍で、テレワーク・リモートワーク、オンラインショッピングなどが急激に定着し、旧来の生活様式の変革が推奨されていますが、子どもたちにおいては、人と人との密な関わりが省略されることのない元の環境に早く戻れるよう願う次第です。



— 喜びと笑顔に出会うために — 新たな時代のニーズに応える新しい事務所の創造

本年4月に村上英樹弁護士を迎え、5名のパートナー体制になりました。

3か月少しが経過した今、あらためて高島浩弁護士、高橋弘毅弁護士と村上弁護士で話しました。

高島：4月1日に私たちの事務所にパートナーとして参画してもらったのですが、3か月ちょっと経過しての感想を聞かせていただきたいと思います。

村上：事務所に入った途端に新型コロナの感染が大きくなりました。勤務もいきなりスプリット体制を組むことになり、半分は自宅での在宅勤務となってしま

ったので、事務所の皆さんともようやく慣れてきたという感じです。

高橋：事務所に入ってもらったときに、私たちの事務所の理念や経営方針について相当時間をかけて話しましたが、実際、パートナーとして参画していただいてどうですか。

村上：とにかくコミュニケーションを密にとろうという姿勢が徹底していると思います。月初の全所員の会議では、昨月の収支などの報告があり、所員がそれぞれに気付いたことや感動したことなどを話したり、ヒヤリハットのケースを報告しあったりしていますよね。

高島：そうですね。たった20名程度の所帯ですが、大事な仕事ばかりですので、気持ちをひとつにして、ミスなく遂行していきたいということを徹底しています。

村上：確かに、コロナ後にいきなり大きな倒産事件がはいりましたが、高島さんや高橋さんの指示で、弁護士とスタッフが協力して動いている姿は感動しました。こんなにチームワークを発揮する仕事をしたことがなかったので、こういう仕事のやり方こそ、私が取組みたかったことだと感じています。若い弁護士もそれぞれの担当をしっかりとこなしていましたよね。

高島：コロナ感染が全国に広がりが始まってすぐに、村上さんが、セミナー動画をつくって配信することを推し進めてくれました。あれは、すごい力になりましたよね。

村上：はい。とにかく地域のために、法律事務所として発信することができましたね。阪神・淡路大震災後の井口弁護士の活動なども聞いていたので、とにかく動くということでしたね。

高橋：コロナ後の世界を予測しながら、今、何が必要なんだろうかと一緒に考えることができました。とても有意義な時間だったと思います。



高島弁護士

村上弁護士

高橋弁護士

村上：コロナ対策のブログ記事、動画にしても、やはりチームワークで、毎日一本はだれかがアップするという動きができたのにも驚きました。

高島：「新型コロナウイルスに負けない！With youプロジェクト」ですね(☆)。労務、資金繰り、家賃、各種補助金のことから株主総会まで、少しでも多くの人にお役立ち情報を

届けたいという思いで必死でした。

村上：コロナ関連の法律や労働法だけではなくて、この事務所に入って、ほんとうにいろいろな事案を担当させてもらっています。20年間の弁護士生活のなかで、この3か月ほど勉強した時期はないんじゃないかなあ。皆さんについていくのに必死です。

高島：仕事の品質については、私たちも相当こだわっています。ここに最も力を入れていると言ってもいいですね。

村上：チームワークもそうですが、品質へのこだわりをほんとに感じます。書面をつくるにしても、方針を決定するにしても、常にいくつもの方向からの検討をして、製品をつくりあげていっているという感じですね。研鑽して成果を出していくのは、ほんとにやりがいがある仕事ですもんね。

高島：コロナ後の経済社会は、相当大きく変わりますね。

村上：そう思います。ニュー・ノーマルと言われますが、これまでいろいろと考えていたけれどもできなかったことが、まったく新しい価値観のもとでは普通になってしまい、なんか新しいことができそうな予感ですね。

高橋：Web会議もWebセミナーも、ほんとに普通になってしまいましたよね。これまで訪問いただいたり、訪問したりが当たり前だったのに、とにかく早くお話しすることが大事だと思って、優先順位に応じた動きができるようになりました。

村上：ITについて、当事務所もシステムをもっともっと整備しながら、もっと変わっていきましょうよ。SNSの発信もどんどんしていきたいですね。

高島：そうしましょう。当事務所の思いは26年間、まったく変わっていませんが、思いを継続しながら、新しい時代のニーズに応える新しい法律事務所を一緒につくっていききたいですね。

村上：ありがとうございます。ぜひ、そうしていきましょう。

(☆)「新型コロナウイルスに負けない！With you プロジェクト」のブログをぜひご覧ください。

URL <https://withyou.kobecity-lawoffice.com>



弁護士 井口 寛司 弁護士 石橋 伸子 弁護士 高島 浩 弁護士 高橋 弘毅 弁護士 村上 英樹
 弁護士 辻野 智子 弁護士 野村 洋平 弁護士 二宮 淳次 弁護士 平田 尚久 弁護士 中馬 康貴

弁護士法人神戸シティ法律事務所 【兵庫県弁護士会所属】

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階

TEL : 078-393-1350 FAX : 078-393-2250 <https://www.kobecity-lawoffice.com>